

権利擁護と成年後見制度

問題 77 行政行為の効力に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 重大かつ明白な瑕疵のある行政行為であっても、取り消されるまでは、その行政行為の効果は否定されない。
かし
- 2 行政行為の無効確認訴訟の出訴期間は、一定期間に制限されている。
- 3 行政行為の効力は、国家賠償請求訴訟によっても取り消すことができる。
- 4 行政庁は、審査請求に対する裁決など、判決と似た効果を生ずる行政行為であっても、自ら違法であると気付いたときは、職権で取り消すことができる。
- 5 行政庁は、税の滞納処分など、判決を得なくても強制執行をすることができる。

問題 78 後見登記に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約は登記できない。
- 2 未成年後見は登記することができる。
- 3 保佐人に付与された代理権の範囲は登記できない。
- 4 自己が成年被後見人として登記されていない者は、登記官への請求に基づき、登記されていないことの証明書の交付を受けることができる。
- 5 誰でも、登記官への請求に基づき、成年後見人が記録された登記事項証明書の交付を受けることができる。

問題 79 次のうち、成年後見人になることができない者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 兄弟姉妹
- 2 被保佐人
- 3 解任の審判を受けた補助人
- 4 本人の配偶者の成年後見人
- 5 社会福祉法人

問題 80 事例を読んで、任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Jさん(70歳)は、将来に判断能力が低下して財産の管理がおろそかになることを心配し、S市社会福祉協議会の権利擁護センターに相談した。Jさんは、同センターの職員Kさんの助言を受け、親友のLさんを受任者として、任意後見契約に関する法律に従った任意後見契約を締結することにした。

- 1 任意後見契約は、社会福祉協議会の事務所において、公証人でなくても第三者の立会いがあれば締結することができる。
- 2 締結された任意後見契約の効力を生じさせる際、家庭裁判所は、必要がなければ、任意後見監督人を選任しない方法をとることができる。
- 3 締結された任意後見契約の効力を生じさせる際、Jさんからの推薦があれば、家庭裁判所は、推薦されたKさんを任意後見監督人として選任しなければならない。
- 4 任意後見契約が締結されたとしても、家庭裁判所は、請求があり、Jさんの利益のため特に必要があると認めるときは、後見開始の審判等をする。
- 5 任意後見契約に本人意思尊重義務の定めがある場合に限って、LさんはJさんの意思を尊重する義務を負う。

問題 81 親権に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 成年年齢に達した学生である子の親は、その子が親の同意なく行った契約を、学生であることを理由に取り消すことができる。
- 2 父母が離婚し、子との面会交流について父母の協議が調わないときは、家庭裁判所がそれを定める。
- 3 父母が裁判上の離婚をする場合、家庭裁判所の判決により、離婚後も未成年者の親権を共同して行うことができる。
- 4 嫡出でない子を父が認知すれば、認知により直ちにその父がその子の親権者となる。
- 5 親にとって利益となるが子にとって不利益となる契約であっても、親は、その子を代理することができる。

問題 82 事例を読んで、日常生活自立支援事業による支援に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

Mさん(50歳)は、軽度の知的障害があり、自宅で母親と二人で暮らしていたが、2か月前に母親が死去した。その後、Mさんは障害者支援施設の短期入所を利用していたが、共同生活援助(グループホーム)への転居が決まった。さらにMさんを担当するA相談支援専門員の助言で、T市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用に至り、B専門員がその担当となった。

- 1 Mさんが日常生活自立支援事業の契約締結前に利用した短期入所の費用の支払を、Mさんとの利用契約に基づきB専門員が行うことができる。
- 2 Mさんの母親の遺産相続に関する法律行為をMさんに代わりB専門員が行うことができる。
- 3 Mさんの共同生活援助(グループホーム)入居後のB専門員による金銭管理の内容を、B専門員とA相談支援専門員との協議で決める。
- 4 共同生活援助(グループホーム)に入居するMさんについては、ホームの支援者による見守りが期待されるため、日常生活自立支援事業による訪問支援は行わないこととする。
- 5 Mさんの成年後見制度への移行を視野に入れ、日常生活自立支援事業の開始とともに直ちに関係機関との調整に入らなければならない。

問題 83 成年後見制度における市町村長の審判申立てに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 市町村長が審判を申し立てない場合、都道府県知事が代わって審判を申し立てることができる。
- 2 「成年後見関係事件の概況(令和2年1月～12月)」(最高裁判所事務総局家庭局)によると、「成年後見関係事件」の申立人の割合は、市町村長よりも配偶者の方が多い。
- 3 市町村長申立てにおいて、市町村長は、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦することができないとされている。
- 4 知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長が後見開始の審判等の申立てを行うことができる。
- 5 市町村長申立ては、後見開始及び保佐開始の審判に限られ、補助開始の審判は含まれないとされている。

(注) 「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。